

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業委託要項

平成25年3月13日
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長裁定
平成26年2月27日
一部改正
平成27年2月13日
一部改正
平成28年2月25日
一部改正

1 趣旨

近年、社会が豊かで便利になる中で、子どもたちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、当機構においては、関係機関と連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長にとって体験がいかに大切であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高める「体験の風をおこそう」運動を展開している。

各地域においてこの運動が推進されるように、青少年教育施設や地方公共団体等を中心として、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体等、NPO法人等が連携し、子どもたちに体験活動の機会を提供する「体験の風をおこそう」運動を推進する。

2 委託事業の内容

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業

青少年教育関係機関・団体等が連携し、地域が一体となって子どもたちに自然体験や生活体験など直接体験する機会を提供するとともに、体験活動を推進する機運を高める取組などを実施する。

3 事業の委託先

青少年教育施設、地方公共団体、学校、青少年団体、企業、民間教育機関・団体等、NPO法人等で構成する実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

なお、実行委員会には、地方公共団体もしくは学校やPTAを参画させるものとする。

4 委託期間

本事業の実施期間は、委託を受けた日から当該年度の3月20日までとする。

5 委託手続

- (1) 実行委員会が委託を受けようとするときは、企画提案書（別添1）に必要書類を添付し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「委託者」という。）に提出する。
- (2) 委託者は、上記（1）により提出された企画提案書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該実行委員会に対して事業を委託する。

6 委託経費

委託者は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、

旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、賃金、一般管理費)を委託費として支出する。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。

8 事業完了(廃止)の報告

- (1) 本事業の委託を受けた実行委員会は、事業が完了したとき、又は廃止の承認を受けたときは、別に定める委託事業完了(廃止)報告書(別添2)に、詳細に記載した実績報告書及び収支精算書に必要な書類を添付し、完了した日から30日を経過した日又は事業の属する年度の3月27日のいずれか早い日までに委託者に提出する。
- (2) 上記(1)で定める委託事業完了(廃止)報告書のほか、本事業の委託を受けた実行委員会の取組について事例の提供を求める場合がある。

9 委託費の額の確定

- (1) 委託者は、上記8(1)により提出された委託事業完了(廃止)報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、本事業の委託を受けた実行委員会に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 委託者は、受託者が実施する事業の内容が、委託事業の趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 委託者は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力することとする。
- (3) 委託者は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年3月13日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年2月27日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年2月13日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年2月25日から実施する。